

地域の実情に応じた教育政策を実現するための 人事権等移譲を求める提言

県費負担教職員の人事権等（県費負担教職員の任命権、県費負担教職員給与等の負担、学級編制基準の決定及び県費負担教職員の定数決定、任免・分限・懲戒処分等の基準制定権）移譲に関しては、中央教育審議会答申や教育再生実行会議の提言において、市町村への権限移譲を検討するよう述べられてきた。

中核市市長会では、地域の実情に応じた特色のある質の高い義務教育の実現や、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保の実現を目指し、「県費負担教職員の人事権等移譲」を長年求めてきたが、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項）」では、望むような県費負担教職員の人事権等移譲が実現していない。

平成26年度、地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」が導入されたことから、本会として、地域の実情に応じた選択制による人事権、教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権等の移譲を、また、複数の中核市からも直接の人事権等移譲を提案したものの、国からは、「県費負担教職員の人事権等移譲については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を支援する。」との方針が示された。

しかし、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度」が大阪府豊能地区でしか活用されていないことから、事務処理特例制度による県費負担教職員の人事権等の移譲は一般的には実現困難であると言わざるを得ず、また、「提案募集方式」が導入されているにも関わらず、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を支援するという国の姿勢は理解し難い。

本会は、これまでの経緯を踏まえ、改めて、“事務処理特例制度によらない”選択制による人事権等移譲を更に強く求めるものとし、一方で、小規模市町村を含めた関係者の理解を得られるような地域の実情に応じた採用・任命、学級編制及び教職員配置などを実現するための基盤づくり、小規模市町村における人材確保や人事異動の広域性の確保については、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考えられることから、「権限移譲の受け皿のあり方」や「学級編制及び教職員配置における国、地方の役割のあり方」を並行して検討していくものとするとともに、特色ある教育行政の実現のため、国において、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

1. 事務処理特例制度によることなく、各中核市が県費負担教職員の任命権を有することができるように、早急に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条（中核市に関する特例）」を改正し、「中核市の県費負担教職員の任命権に関する事務は、当該中核市の教育委員会が行うことができる」旨を規定すること。その際、人事交流の広域性を確保する観点から、一定の条件を整備した中核市を含む広域連合等広域連携組織も任命権を有することができるようにするとともに、その条件については、中核市及び中核市を含む広域連合等広域連携組織と協議して決定すること。
2. 学級編制基準及び教職員定数については、「教職員の配置が要望どおりでない」や「内申が十分に反映されていない」といった課題があることから、地域の実情に応じた特色ある教育政策の実現が可能となるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、都道府県を介することなく、中核市や中核市を含む広域連合等広域連携組織へ直接、割り当てを行うこと。

また、県費負担教職員の基礎定数と加配定数については、各地域・学校の実情に応じて、割り当てられた教職員を柔軟に配置できるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、年度ごとの予算に左右される加配定数ではなく、基礎定数として位置付けること。
3. 県費負担教職員の人事権等移譲に伴う給与等の負担をはじめとする所要額については、財政負担に応じた税源移譲、交付金等による明確な形で満額措置すること。

平成28年10月28日

中核市市長会